

土地収用法施行令等の一部を改正する政令案参照条文

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）

（権利の収用又は使用）

第五条 土地を第三条各号の一に規定する事業の用に供するため、その土地にある左の各号に掲げる権利を消滅させ、又は制限することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの権利を収用し、又は使用することができる。

一 地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借又は賃貸借による権利その他土地に関する所有権以外の権利

二 鉱業権

三 温泉を利用する権利

2 土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件をその土地とともに第三条各号の一に規定する事業の用に供するため、これらの物件に関する所有権以外の権利を消滅させ、又は制限することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの権利を収用し、又は使用することができる。

3 土地、河川の敷地、海底又は流水、海水その他の水を第三条各号の一に規定する事業の用に供するため、これらのもの（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底）に係るものある漁業権、入漁権その他河川の敷地、海底又は流水、海水その他の水を利用する権利を消滅させ、又は制限することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの権利を収用し、又は使用することができる。

（立木、建物等の収用又は使用）

第六条 土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件をその土地とともに、第三条各号の一に規定する事業の用に供することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの物を収用し、又は使用することができる。

（土石砂れきの収用）

第七条 土地に属する土石砂れきを第三条各号の一に規定する事業の用に供することが必要且つ相当である場合においては、この法律の定めるところにより、これらの物を収用することができる。

（あつせんの申請）

第十五条の二 第三条各号のいずれかに掲げる事業の用に供するための土地等の取得に関する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつたときは、関係当事者の双方又は一方は、書面をもつて、当該紛争に係る土地等が所在する都道府県の知事に対して、当該紛争の解決をあつせん委員のあつせんに付することを申請することができる。ただし、当該土地等について、第二十

六条第一項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示があつた後は、この限りでない。

2・3 （略）

（仲裁の申請）

第十五条の七 第十五条の二第一項本文に規定する場合において、当該紛争が土地等の取得に際しての対償のみに関するものであるときは、関係当事者の双方は、書面をもつて、当該紛争に係る土地等が所在する都道府県の知事に対して、仲裁委員による当該紛争の仲裁（以下単に「仲裁」という。）を申請することができる。ただし、当該土地等について、第二十六条第一項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示があつた後は、この限りでない。

2・3 （略）

（仲裁委員）

第十五条の八 仲裁委員は三人とし、事件ごとに、収用委員会がその委員の中から推薦する者について、都道府県知事が任命する。

（仲裁の申請の手続等）

第十五条の十三 この法律に定めるもののほか、仲裁の申請の手続、仲裁の手続に要する費用その他仲裁に関し必要な事項は、政令で定める。

（土地調査及び物件調査の作成手続の特例）

第三十六条の二 起業者は、第一号に掲げる場合にあつては前条第一項の土地調査を、第二号に掲げる場合にあつては同項の物件調査を、それぞれ、同条第二項から第六項までに定める手続に代えて、次項から第七項までに定める手続により作成することができる。

一 収用し、又は使用しようとする一筆の土地の所有者及び当該土地に関して権利を有する関係人（これらの者のうち、起業者が過失がなくて知ることができない者を除き、一人当たりの補償金の見積額が最近三年間の権利取得裁決に係る一人当たりの補償金の平均額に照らして著しく低い額として政令で定める額以下である者に限る。）が、百人を超えると見込まれる場合

二 収用し、又は使用しようとする一筆の土地にある物件に関して権利を有する関係人（起業者が過失がなくて知ることができない者を除き、一人当たりの補償金の見積額が最近三年間の明渡裁決に係る一人当たりの補償金の平均額に照らして著しく低い額として政令で定める額以下である者に限る。）が、百人を超えると見込まれる場合

2 （略）

3 市町村長は、前項の申出書を受け取つた場合は、直ちに、起業者の名称、事業の種類及び申出に係る土地又は物件の所在地を公告し、公告の日から一箇月間その書類を公衆の縦覧に供しなければならない。

第百条の二 起業者が、権利取得裁決において定められた権利取得の時期までに払渡しをすべき補償金等の全部を現金又は普通為替証書等（郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）第八条の普通為替証書その他これと同程度の支払の確実性があるものとして国土交通省令で定める支払手段をいう。次項において同じ。）により書留郵便（国土交通大臣が定める方法によるものに限る。同項において同じ。）に付して、当該権利取得の時期から国内において郵便物が配達されるために通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間前までに、補償金等を受けるべき者の住所（国内にあるものに限る。）にあてて発送した場合における前条第一項の規定の適用については、当該補償金等の全部は、当該権利取得の時期までに払い渡されたものとみなす。

(手数料)

第百二十五条 第十八条の規定によつて国土交通大臣に対して事業の認定を申請する者は、国に実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、その者が国又は都道府県であるときは、この限りでない。

2 都道府県が次に掲げる者から手数料を徴収する場合には、その額は、第一号又は第四号に掲げる者であるときは実費の範囲内において当該事務の性質を考慮して政令で定める額を、第二号に掲げる者であるときは実費を勘案して政令で定める額を、第三号又は第五号に掲げる者であるときは実費の範囲内において当該事務の性質を考慮して損失補償の見積りの額に應じ政令で定める額を、それぞれ標準として、条例で定めなければならない。

一 第十五条の二第一項又は第十五条の七第一項の規定によつてあつせん又は仲裁に付することを申請する起業者

二 第十八条の規定によつて都道府県知事に対して事業の認定を申請する者

三 第三十九条第一項又は第九十四条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて収用若しくは使用又は損失の補償の裁決を申請する者

四 第百十六条の規定によつて収用委員会の協議の確認を申請する者

五 他の法律の規定によつて収用委員会の裁決を求めめる者

(仲裁の手続に要する費用の負担)

第百二十五条の二 仲裁の手続のうち第十五条の七第一項に規定する関係当事者の申出に基づいて行うものに要する費用は、当該申出をした者の負担とする。

(期間の計算、通知及び書類の送達の方法)

第百三十五条 (略)

2 この法律に規定する通知及び書類の送達の方法に關して必要な事項は、政令で定める。

五条の二第二項中「当該紛争」とあるのは「あらかじめ当該申請に係る土地等が所在する都道府県の知事の意見を聴いた上で、当該紛争」と、同法第十五条の三中「収用委員会」とあるのは「前条第二項に規定する都道府県の収用委員会」と、「推薦するものについて」とあるのは「推薦するものについて、あらかじめ当該都道府県の知事の意見を聴いた上で」と、同法第三十六條第四項中「当該市町村の吏員」とあるのは「内閣総理大臣が指名する者」と、同法第六項中「起業者又は起業者に対して内部部局の部長以上の職若しくはこれに準ずる職にある職員、防衛施設庁の職員、防衛施設庁において内部部局の部長以上の職若しくはこれに準ずる職にある職員又はこれらの職員の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人、保佐人若しくは補助人」と、同法第四十二條第二項及び第百八條第二項中「公告し」とあるのは「官報で公告し、政令で定めるところにより」と、同法第四十五條第二項中「二週間公告」とあるのは「官報に掲載するほか、政令で定めるところにより二週間公告」と、同法第三項中「第四十二條第三項、第四項及び第六項」とあるのは「第四十二條第三項」と、同法第四十七條の四第二項中「第四十二條第二項から第六項まで及び」とあるのは「第四十二條第二項及び第三項並びに」とする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による土地収用法の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）

（手数料）
第五条 前条第一項の規定によつて特定公共事業の認定を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。ただし、これらの者が国又は都道府県であるときは、この限りでない。

（権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に関する準用規定）
第四十五條 第二章、第三章（第三十一條を除く。）、第四十一條から第四十二條まで及び前條の規定は、土地収用法第五条に掲げる権利若しくは同法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用する場合又は同法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）

第十三條 （略）
2 前項に定めるもののほか、社会資本整備審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会資本整備審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

民事訴訟法（平成八年法律第百九号）

（出会送達）

第百五条 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。）に對する送達は、その者に出会つた場所においてすることが出来る。日本国内に住所等を有することが明らかなる者又は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

（補充送達及び差置送達）

第百六条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまのあるものに書類を交付することが出来る。郵便の業務に従事する者が郵便局において書類を交付すべきときも、同様とする。

2 就業場所（第百四条第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。）において送達を受けるべき者に出会わない場合において、第百三条第二項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であつて、書類の受領について相当のわきまのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することが出来る。

3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

（書留郵便に付する送達）

第百七条 前条の規定により送達をすることができない場合には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所にあてて、書類を書留郵便に付して発送することができる。

一 第百三条の規定による送達をすべき場合 同条第一項に定める場所

二 第百四条第二項の規定による送達をすべき場合 同項の場所

三 第百四条第三項の規定による送達をすべき場合 同項の場所（その場所が就業場所である場合にあつては、訴訟記録に表れたその者の住所等）

2 前項第二号又は第三号の規定により書類を書留郵便に付して発送した場合には、その後送達すべき書類は、同項第二号又は第三号に定める場所にあてて、書留郵便に付して発送することができる。

3 前二項の規定により書類を書留郵便に付して発送した場合には、その発送の時に、送達があつたものとみなす。

（送達報告書）

第百九条 送達をした公務員は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）

第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一 行政職俸給表（別表第一）
イ 行政職俸給表（一）

2 二) 口 行政職俸給表(二)
3 十) (略)
(略)

（あつ旋申請書）

第一条の二 法第十五条の二第一項の規定によりあつ旋の申請をしようとする者は、左に掲げる事項を記載したあつ旋申請書の正本一部及びその写二部を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 相手方の氏名及び住所
- 三 申請の趣旨
- 四 事業の種類
- 五 紛争に係る土地等の所在地、種類及び数量の概数
- 六 紛争の問題点及び交渉経過の概要
- 七 その他あつ旋を行うに参考となる事項

（あつ旋の拒否の通知）

第一条の三 都道府県知事は、法第十五条の二第一項の規定による申請があつた場合において、当該紛争があつ旋を行うに適しないと認めたときは、遅滞なく、あつ旋に付さない旨を当該あつ旋を申請した者に通知しなければならない。

（あつ旋に付した旨の通知）

第一条の四 都道府県知事は、法第十五条の二第二項の規定によりあつ旋委員のあつ旋に付したときは、遅滞なく、その旨並びにあつ旋に付した日及びあつ旋委員の氏名を、当該あつ旋の申請をした者及びその相手方に通知しなければならない。

（委員長）

第一条の五 あつ旋委員は、委員長を互選しなければならない。

2 委員長は、あつ旋委員の会議を主宰し、あつ旋委員を代表する。

3 あつ旋委員の会議は、委員長が召集する。

4 委員長に事故があるときは、委員長の指定するあつ旋委員がその職務を代理する。

（あつ旋案の作成）

第一条の六 あつ旋案の作成は、あつ旋委員全員の一致により行うものとする。

（あつ旋の打ち切りの通知）

第一条の七 都道府県知事は、法第十五条の五の規定によるあつ旋の打ち切りについての報告を受けたときは、遅滞なく、あつ旋が打ち切られた旨を、当該あつ旋の申請をした者及びその相手方に通知しなければならない。

(仲裁申請書)

第一条の七の二 法第十五条の七第一項の規定により仲裁の申請をしようとする関係当事者の双方は、共同して、次に掲げる事項を記載した仲裁申請書を作成し、正本一部及び写し一部を都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所

二 申請の趣旨

三 事業の種類

四 紛争に係る土地等を特定するに足りる事項

五 前号の土地等の取得に関して関係当事者間において成立した合意(当該土地等の取得に際しての対償に関するものを除く。)

内容

六 紛争に係る交渉経過の概要その他仲裁を行うに参考となる事項

2 (略)

(仲裁委員の氏名の通知)

第一条の七の三 都道府県知事は、法第十五条の八の規定により仲裁委員を任命したときは、遅滞なく、仲裁委員の氏名を当事者に通知しなければならない。

(仲裁に要する費用の負担)

第一条の七の五 (略)

2 (略)

3 法第二百二十五条の二に規定する費用のうち次の各号に掲げるものの額は、当該各号に定めるところによる。

一 仲裁委員の旅費 条例で定めるところにより算出した額

二 鑑定人及び参考人の旅費及び手当 条例で定めるところにより算出した額

三 郵便料その他必要な費用(前二号に掲げるものを除く。)

実費

(手数料)

第二条 法第二百二十五条第一項(法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。)

の規定による手数料の額は、一件につき次のとおりとする。

- 一 法第十七条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の場合 二十二万八千二百円
- 二 法第二十七条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の場合 十二万七千八百円
- 2 法第百二十五条第二項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、一件につき次の表のとおりとする。

表（略）

3（略）

（書類の送達）

第四条 書類の送達は、収用委員会の庶務を処理する職員が送達すべき書類を送達を受けるべき者に交付するか又は書留郵便によつて当該書類を送達を受けなければならない。

2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第百二条、第百三条、第百五条、第百六条及び第百九条の規定は、前項の規定によつて書類の送達を行う場合に準用する。この場合において、同法第百二条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができる場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第百九条中「裁判所」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する民事訴訟法第百六条第二項の規定による送達がされたときは、収用委員会の庶務を処理する職員は、その旨を送達を受けた者に通知しなければならない。

4（略）

（通知）

第六条（略）

2 法第十一条第四項、法第十二条第二項、法第二十六条第一項、法第二十七条第四項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）（都道府県知事に通知する場合を除く。）、法第二十八条（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第四十五条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）（市町村長に通知する場合を除く。以下同じ。）、法第四十六条第二項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第四十七条の四第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、法第九十四条第五項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第百三十八条の二第三項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第百二十三条第三項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第百二十八条第三項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第六条の三第二項の規定による通知は、通知すべき者が自ら通知をしない場合においては、その命じた職員をして通知を受けるべき者に交付させるか又は書留郵便によつて通知を受けなければならない。

3 民事訴訟法第百二条、第百三条、第百五条、第百六条及び第百九条の規定は、前項の規定によつて通知をする場合に準用す

る。この場合において、同法第百二条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができない場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第百九条中「公務員」とあるのは「公務員（起業者の職員を含む。）」と、「裁判所」とあるのは「通知すべき者」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する民事訴訟法第百六条第二項の規定による通知がされたときは、通知すべき者が命じた職員は、その旨を通知を受けた者に通知しなければならぬ。

（事務の区分）

第九条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるもの（法第十七条第一項各号に掲げる事業又は法第二十七条第二項若しくは第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業に関するものに限る。）は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と、第二号に掲げるもの（法第十七条第二項に規定する事業（法第二十七条第二項又は第四項の規定により国土交通大臣の事業の認定を受けた事業を除く。）に限る。）は同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 都道府県が第一条の三、第一条の四、第一条の六、第一条の七、第一条の九、第一条の十、第一条の十四、第五条第一項及び第三項並びに第六条の三の規定により処理することとされている事務

二 市町村が第五条第四項の規定により処理することとされている事務

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令（昭和二十七年政令第百四十九号）

（法第十四条の規定による土地収用法の適用に関する技術的読替え）

第四条 法第十四条の規定により土地収用法を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表（略）

（あつせんの申請があつた場合における手続）

第五条 法第十四条の規定により適用される土地収用法第十五条の二第一項の規定によりあつせんの申請があつた場合における手続については、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第一条の二、第一条の三、第一条の四及び第一条の七の規定の例による。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

（裁判申請書等の縦覧）

第六条 法第十四条の規定により適用される土地収用法第四十二条第二項（法第十四条の規定により適用される土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第百十八条第二項の規定による書類の縦覧の手続は、市町村ごとに、当該市町村の区域内の適当な場所において行うものとし、その縦覧に供すべき書類は、法第十四条の規定により適用される土

地収用法第四十二条第一項（法第十四条の規定により適用される土地収用法第四十七条の四第二項において同法第四十二条第二項を準用する場合にあつては、同法第四十七条の四第一項）又は第百十八条第一項の書類のうち当該市町村に係る部分とする。

（法第二十七条第二項の規定による土地収用法の適用に関する技術的読替え）
第十三条 法第二十七条第二項の規定により土地収用法を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句を

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
表（略）

公共用地の取得に関する特別措置法施行令（昭和三十六年政令第二百八十五号）

（手数料）

第二条 法第五条（法第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による手数料の額は、一件につき、四十三万九千五百円とする。ただし、土地収用法第二十条（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十五項に規定する都市計画事業に係る特定公共事業の認定を申請する場合には、三十三万四千五百円とする。

2（略）

社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

表（略）